

御門徒各位

謹啓

早春の候皆様におかしましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

このたびは本誓寺内の問題によりご心配をおかけしました事を深くお詫び申し上げます。

平成二十二年五月二十一日付けで

長男吉田明を宗教法人本誓寺より

解任しました事をお伝えします。

事由

私住職、坊守への暴言、暴力行為
他寺院住職への暴力嫌がらせ行為
会計の私物化等

我が息子明を思いこめまわ伏せて参り
ました。

やむを得ずお知らせする決意を
致しましたことを皆様のご理解賜ります^{ませ}ず
お願ひ申し上げます。

合掌

平成二十三年三月五日

宗教法人本誓寺

第二十九世 住職 吉田是行



筆跡異同診断書

(基本報告)



【 田 村 鑑 定 調 査 】

筆跡異同診断書

【依頼人】

氏名 小笠原 孝 祐 様

所在地 岩手県盛岡市山岸6-4.6-5番地

【鑑定資料】

使用資料 . . . 複写物全3頁。

資料詳細 . . . 鑑定資料欄参照。

※鑑定資料内の筆跡を「資料甲」または、「甲氏筆跡」と書く。

【対照資料】

使用資料 . . . 原本全7頁・複写物全1頁。

資料詳細 . . . 対照資料欄参照。

※対照資料内の筆跡を「資料乙」または、「乙氏筆跡」と書く。

【鑑定事項】

甲氏筆跡と乙氏筆跡は、同一人傾向または、別人傾向の筆跡であるか。

【鑑定結果】

甲氏筆跡と乙氏筆跡は、相違する筆跡であると鑑定される。

【鑑定期間】

平成23年4月5日～平成23年4月12日

【筆跡鑑定人】

鑑定所名 田村 鑑 定 調 査

所在地 神奈川県横浜市泉区和泉町4247番地

鑑定人名

田村真樹

上記の鑑定を致しました。

平成23年4月12日

※筆跡鑑定人の印無き物は、上記内容の一切を無効とする。